

【仮訳】
日本国厚生労働省とミャンマー連邦共和国保健省との
保健・医療分野での協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びミャンマー連邦共和国保健省（以下「両省」という。）は、友好関係を強化し、相互に関心を有する保健・医療分野での協力を共に進める意思を持っている。

このため、両省はここに以下の保健・医療分野で協力を進めることについて検討することで一致した。

1. ユニバーサルヘルスカバレッジを目指した医療財政：ミャンマー保健省の行政官を日本に送り、日本の公的医療保険システムについての経験を共有
2. 人材開発：例えば、医師・看護師・助産師・公衆衛生専門職等の訓練プログラムの改善
3. 医療サービスの提供内容：例えば、ケアの質の向上のための専門知識の交換
4. 病院・保健所の日本式管理のノウハウの移転

さらに、両省は相互の関心を強化・促進する手段について更に検討することで一致した。両省は、本覚書が初期の協力や見通しのための一般原則及び重要事項を規定することのみを目的とするものであることについて、認識が一致した。

本覚書は、署名の日から開始し、その協力は、5年間続くものとする。本覚書による協力は自動的に引き続き5年間延長される。本覚書による協力は、一方が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

本覚書は、拘束力を持たない文書として、2013年12月15日に（東京）において英語で署名された。

日本国厚生労働省

ミャンマー連邦共和国保健省
